

専門学校つくば自動車大学校成績評価並びに進級及び卒業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、専門学校つくば自動車大学校学則の規定に基づき、各学科が学生に明示する学修成果に係る評価基準（以下「成績評価基準」という。）、並びに進級及び卒業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の通りとする。

- 2 評定値とは、成績評価基準において、各評価に対しあらかじめ付与された等級を表す数値をいう。
- 3 評定平均値とは、各科目の評価に応じた評定値の合計を当該教育科目数で除して得られる数値をいう。

(成績評価)

第3条 成績評価は次により評価し、科目毎の評価は1～3を総合して評価する。

- (1) 筆記試験、実技試験の教育内容についての評価は、150点を満点として取得した結果を100点に換算し成績評価の60%に充当する。
- (2) レポート及び論文審査は教科担当者が内容について検討し100点を上限とし点数にして、成績評価の15%に充当する。
- (3) 教育内容毎の履修時間を150点満点として履修した結果を100点に換算し成績の25%に充当する。

(成績評価基準)

第4条 成績評価基準は、評価がA、B、Cを合格、Dを不合格とし、上記に定める総合点との関係は、次の通りとする。

評価	評定値	評価基準	評価点
A	4	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をあげている。	100%～80%
B	3	目標を概ね達成している。	79%～70%
C	2	目標を最低限達成している。	69%～60%
D	0	目標を達成していない。	59%～0%

(考査試験)

第5条 各科目の修了時、または各学期末に成績評価のための考査試験を行う。
科目終了時に出席率が80%未満の場合は、考査試験を受ける資格がなく、追試験を受ける必要がある。

(追試験)

第6条 次の各号いずれかに該当するものは、追試験によって各科目の成績を評価する。

- (1) 各科目の出席率が80%未満の場合
- (2) 考査試験における成績評価がDの場合
- 2 追試験を受けるものは、試験前日までに、「追試験票」に必要事項を記入し、受験料2,000円を添え事務局にて、受験手続きをしなければならない。受付印のある各試験票が受験票となり、手続きを行わない場合は受験できない。
- 3 追試験の方法は、正規考査試験と同様である。
- 4 追試験の評価は、60点以上で合格とするが、評価はCとなり、60点未満の場合は、不合格となる。

(評定平均値)

第7条 評定平均値は、学生の学修意欲を高めるとともに、客観的な成績評価と履修指導、及び学生支援に活用する。

- 2 評定平均値算出の対象授業科目は、本校在学中に履修した全ての授業科目とする
- 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、対象から除くものとする。
 - (1) 授業科目の振り替えとして実施した学校行事等で成績評価が困難なもの。
 - (2) 前号によりホームルーム等に振り替えたもの。
 - (3) 学科が別に定めるもの。
- 4 評定平均値は、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により算出する。その値に小数点以下第二以下の端数があるときは、これを四捨五入する。
 - (1) 学期評定平均値
学期評定平均値は、当該学期に履修した授業科目の当該学期の成績評価に応じた評定値の合計を当該学期に履修した授業科目数で除して算出する。
 - (2) 年間評定平均値
年間評定平均値は、学期評定平均値の計算方法の「当該学期」を「当該学年」に読み替え、同様の計算方法により算出する。
- 5 評定平均値の計算は、学期毎の指定日までに確定した成績に基づいて行う。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第8条 不正行為により無効とされた成績は、不合格として扱う。

2 当該学期の評定平均値計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、当該学期の当該成績が無効となったものとみなす。

(成績評価及び評定平均値の扱い)

第9条 成績評価結果については、学期毎に保護者へ通知する。

2 学期評定平均値、及び年間評定平均値は、履修指導及び学生支援に活用し、成績原簿には記載しない。

(進級条件)

第10条 進級条件は、次の各号すべてを満たしているものとする。

- (1) 科目毎の履修時間が80%以上であること。
- (2) 科目毎の成績評価がC以上であること。
- (3) 学費が完納していること。

(卒業条件)

第11条 卒業条件は、次の各号すべてを満たしているものとする。

- (1) 修業年限以上在籍し、全科目を履修すること。
- (2) 国土交通省の養成施設の指定基準により定められた履修時間数以上。
- (3) 学費を完納していること。

(進級卒業判定)

第12条 第10条、及び第11条については、年度末の進級卒業判定会議を経て、校長がこれを認定する。

2 前項において認定されなかった場合は、原級留置(留年)となる。なお留年は、各学年1回を限度とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附 則)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年7月1日から施行する。